

令和7年第12回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	令和7年12月8日（月）午後1時30分
開催場所	北区教育委員会室
出席委員	教育長 福田 晴一 委員 本間 正江 委員 宮川 淳子 委員 川 染 誉市 委員 長谷川 勝久 委員 高橋 勇市
事務局職員	教育政策課長 学校支援課長 学び未来課長 教育指導課長 生涯学習・学校地域連携課長 教育総合相談センター所長

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	66号	いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生に係る報告について	承認
追2	67号	幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	承認
追3	68号	幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（公布日施行分）	承認
追4	69号	幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（令和8年4月1日施行分）	承認
追5	70号	幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	承認
追6	71号	義務教育等教育特別手当に関する規則の一部を改正する規則	承認
追7	72号	幼稚園教育職員の特殊勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
2	38号	令和7年度北区子どもかがやき顕彰「北区かがやき賞」（第1回）の表彰について	了承
3	39号	適応指導教室（ホップ・ステップ・ジャンプ教室）（仮称）東京都北区教育支援センター運營業務委託における受注候補者の決定について	了承
追1	40号	幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（専決処理の報告）	了承

令和7年第12回東京都北区教育委員会定例会会議録

令和7年12月8日(月) 13:30

<p>福田教育長</p>	<p>これより、令和7年第12回北区教育委員会定例会を開会いたします。 出席委員は定足数に達しておりますので、会議は成立しております。 初めに、日程第1、第66号議案、「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生に係る報告について」です。 本件は、個人情報に関する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、会議を非公開としたいと思いますが、御異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>福田教育長</p>	<p>それでは、会議を非公開といたします。</p> <p>(非公開)</p>
<p>福田教育長</p>	<p>それでは、ただいまより会議を公開といたします。 続いて報告事項です。 日程第2、報告第38号、「令和7年度北区子どもかがやき顕彰「北区かがやき賞」(第1回)の表彰について」です。 生涯学習学校地域連携課長から説明をお願いします。</p>
<p>生涯学習学校地域連携課長</p>	<p>生涯学習学校地域連携課長です。報告第38号、「令和7年度北区子どもかがやき顕彰「北区かがやき賞」(第1回)の表彰について」御報告をさせていただきます。 1番、要旨をお願いいたします。「東京都北区子どもかがやき顕彰」については、北区における文化・スポーツ等において優秀な成績を収め、他の模範となる実績があった児童生徒を表彰しているものです。 このたび、北区かがやき賞(第1回)の受賞者を決定いたしましたので、こちらを表彰するものでございます。 2番、受賞者については別紙のとおり個人14名と2つの団体となります。 3番には、経緯と今後の予定をお示しをしております。 第1回の表彰につきましては、12月22日に贈呈式を行います。恐れ入りますが御都合がございましたら、教育委員の皆様にも御出席を賜りたくよろしくをお願いいたします。詳細は後ほど担当より御案内を申し上げます。場所は、北区役所4階の第2委員会室での実施となります。 また、この後第2回としまして、1月16日を締切りとして、第2回かがやき賞の表彰を行います。第2回については、3月23日に贈呈式を予定をしております。 以上、御報告申し上げます。</p>
<p>福田教育長</p>	<p>ありがとうございます。では、本件について御質疑、御意見はございますでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>福田教育長</p>	<p>よろしいですか。では、御質疑、御意見はないようですので、ここで本件に関する報告を終了といたします。 次に、日程第3、報告第39号、「適応指導教室(ホップ・ステップ・ジャンプ教室)(仮称)東京都北区教育支援センター運営業務委託における受注候補者の決定について」</p>

<p>教育総合相談センター 所長</p>	<p>です。 教育総合相談センター所長から説明をお願いします。</p> <p>教育総合相談センター所長です。私のほうから報告第39号、「適応指導教室（仮称）東京都北区教育支援センター運営業務委託における受注候補者の決定について」御報告申し上げます。</p> <p>資料のほうおめくりいただきまして、別紙御覧いただきたいと思います。</p> <p>こちら要旨でございます。北区が今まで従来設置しておりますホップ・ステップ・ジャンプ教室は、これまで様々な要因で学校に登校できない児童生徒に対して、学校に登校できるというところを支援するというところで、社会的に自立する力を培うことを目的として運営してまいりました。</p> <p>さきに令和6年2月に北区立学校不登校対応基本方針を設定させていただきまして、基本的な考え方として、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童生徒らが自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立する方向を目指すということの働きかけとさせていただきまして。</p> <p>適応指導教室におきましても、学習支援、居場所支援、社会的自立の支援、保護者支援、4つの柱を主軸といたしまして包括的な支援を提供するために、運営に関する豊富なノウハウを持ち合わせた優れた機動力や様々な場面への適応力を有する事業者へ委託しまして、安定した運営体制の確保、個々のニーズに応じた学習支援等のサービス向上を目指していくために、今回公募型のプロポーザル方式をとりまして選定を進めてまいりました。</p> <p>このたび、プロポーザル審査におきまして、令和8年2月から引き継ぎ業務をお願いいたしまして、令和8年4月に本格稼働ということに向けまして、準備を進めているところでございます。</p> <p>経過としましては、お示しのおりとなります。1回、2回、3回と審査委員会を設定させていただきまして、第3回の審査委員会の際に、こちら審査の結果を受けまして契約交渉順位第1位、2位を決定したところでございます。</p> <p>資料をめぐりいただきまして、契約交渉事業者名ですが、株式会社学研エル・スタッフィングとなっております。</p> <p>委託期間は、こちらお示しのおりでございます。</p> <p>私からの説明は、以上となります。</p>
<p>福田教育長</p>	<p>ありがとうございます。では、ただいまの件について御質疑また御意見はございますか。本間委員、お願いします。</p>
<p>本間委員</p>	<p>丁寧な説明ありがとうございました。また、無事絞られたこと、これまでの御苦勞に思いをはせているところです。</p> <p>大きな切替えですので、今後の参考に聞かせていただきたいということで教えていただきたいんですけども、今回第1と第2候補まで絞られたんですけども、全体として何社ぐらいからこの2社になったのかということが1点目。</p> <p>また、どのような点が他社よりよりよいということで、絞られたのかということ、それから、先ほど4つの観点からの御説明もありましたけれども、これまでのホップ・ステップ・ジャンプが取り組んでいたことも、その4つの観点到れるところはあったというふうに承知しているんですけども、それがよりよくなる点というのは、さらにどのようなことなのか、期待するところを教えてくださいましたらと思います。よろしく願いいたします。</p>
<p>福田教育長</p>	<p>教育総合相談センター所長、お願いします。</p>
<p>教育総合相</p>	<p>教育総合相談センター所長です。1点目、業者のほうなんですけれども、一番最初は</p>

談話センター 所長	<p>3社から申込みがありました。その結果、最後まで最終的に残ったのが2社となります。今回、2社の中でプロポーザル審査を行いまして、第1、第2ということで選定させていただいた次第です。</p> <p>どのような点がというところですが、やはり従来の適応指導教室でも、学習というところに重きを置いてというところを実施していたというところがあるんですけども、今、COCOLOプランなどにもありますように、まずお子さんのニーズを把握して、居場所支援というところからスタートをして、寄り添った形で学習効果が上げられる状態というところまで持っていきながら、効果を示していくというような流れに変わってきています。</p> <p>その点を強化できる業者として、こちらを選定させていただいたというところが大きなところですよ。</p> <p>もう一つ、この業者に決定したというところの大きな強みは、かなり保護者支援に力を入れて運営していただけたという点と、それから必要時には、これから具体的な内容はこの業者と詰めていくことにはなるんですけど、かなりアウトリーチという形に重きを置いて支援をしている過去の実績、ほかの機関で実施している部分というところの評価が非常に高かったというところが一番の強みということで選定させていただきました。</p> <p>以上です。</p>
福田教育長	ありがとうございます。本間委員、どうぞ。
本間委員	ありがとうございます。今後またさらに細かいことはこれからだというふうに思いますが、具体的にはどういった方が児童生徒と接することになるのでしょうか。
福田教育長	お願いします。
教育総合相談センター 所長	やはり教員の経験のある方もいらっしゃるんですけども、やはり子どもとの対応に比較的経験がある方ということでお願いしているところでございます。
福田教育長	ほかに御意見、御質問ありますか。川染委員どうぞ。
川染委員	<p>川染です。ちょっとお聞きしたいんですけども、キャパシティ的にはその受入れというか、最初は1年間の委託だと思んですけど、問題なければ2年、3年更新ということのようなんですけれども、今抱えているその子どもたちの数が、今の支援が広がっていくにつれ、また増えていく可能性もちょっとあるかなと思うんですけど、その増えた場合に、その業者さんのほうは対応は柔軟にできる期待があるのでしょうか。</p> <p>それとあと、場所はどちらでやっていくのか、ちょっと参考に教えていただければと思います。</p>
福田教育長	お願いします。
教育総合相談センター 所長	<p>キャパシティということでは、現在適応指導教室なんですけれども、在籍者、登録している方は多いんですけども、実際1日に来ていらっしゃる生徒さんが十数名という形になっております。</p> <p>登録者は、今のところ60名ほどおります。1年間通して100名近く登録者になるんですけども、実際こちらに登校してくるお子さんがその十数名ということになっておりまして、過去の状態を見ても1日の登校者数が30名を超えるということが今までなかったというところがありますので、どのぐらいこちらのほうの利用率が上がっていくかというところで、今までの学習支援センターのところから、居場所支援というところも視野に入れて拡大させていただきますので、そのあたり加味しても十分に対応できるだ</p>

	<p>けのキャパシティーはお持ちなのではないかなというふうに認識しているところです。</p> <p>それから、場所ですけれども、実は児童相談所の複合施設ができるときにはそちらに新しく適応指導教室が入りまして、運営する予定だったんですけれども、ちょっと児童相談所のほうが延期されておりますので、実際今あるこの分庁舎隣の体育館棟、そちらを利用していただきまして運営予定でございます。</p> <p>なお、中のしつらえなどは今のままというよりは、業者さんと相談しながらですけれども、例えばもう少し居場所的な部分ということでプレールーム的なところもしつらえたりということで、中の環境のほうは整備してまいりたいというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
川染委員	<p>キャパシティー的にも年度単位での更新ということなので、また適度にそのときにまた検討できればと思います。ありがとうございます。</p>
福田教育長	<p>ほかの委員の方々はよろしいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
福田教育長	<p>では、御意見がないようですので、これで本件に関する報告は終了といたします。</p> <p>続いて、急遽ではございますが、報告第40号、「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（専決処理の報告）」、第67号議案、「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、第68号議案、「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（公布日施行分）」、第69号議案、「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（令和8年4月1日施行分）」、第70号議案、「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」、第71号議案、「義務教育等教育特別手当に関する規則の一部を改正する規則」、第72号議案、「幼稚園教育職員の特殊勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」の1報告6議案を議事日程に追加したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
福田教育長	<p>ありがとうございます。御異議ないものと認め、本日の日程に追加いたします。</p> <p>それでは、報告第40号及び第67号議案から第72号議案まで、一括して議題に供します。教育指導課長から説明をお願いします。</p>
教育指導課長	<p>それでは、私から報告第40号及び第67号議案から72号議案について、7件一括して御説明申し上げます。御説明につきましては、規則改正等必要な整備に関わるもので、少し長くなりますがよろしく願いいたします。</p> <p>初めに、報告第40号、「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（専決処理の報告）」についてです。</p> <p>議案の3ページ説明欄を御覧いただきたいと思います。北区教育委員会事案決定規則第9条第1項に基づき、教育長の専決において処理した事項を同条第2項に基づき報告するものでございます。</p> <p>11月20日に給与改定に伴う労使交渉が行われ、労使妥結事項の一つに私事欠勤等をした職員に対する勤勉手当の厳格化がございまして、</p> <p>本件については、令和7年12月2日から施行することで妥結しておりまして、本委員会にお諮りするいとまがございましたので、教育長専決により規則改正をさせていただきます。</p> <p>改正の箇所につきましては、議案の7ページでございます。新旧対照表を御覧ください。勤勉手当の減額率を事由ごとに5%から30%引き上げてございます。</p>

続いて、第67号議案でございます。「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」の令和8年4月1日施行分でございます。

議案の3ページ説明欄を御覧いただきたいと思っております。期末手当に係る支給割合の算定における欠勤等の日数から、高齢者部分休業、育児部分休業等を除くため、本案を提出するものでございます。

議案の4ページでございます。新旧対照表となっております。この第5条の改正です。期末手当の支給割合を算定する際に考慮される欠勤日数から、高齢者部分休業、育児部分休業、子育て部分休暇を取得した日数を除外するための規定整備となっております。

それでは、3ページにお戻りいただきまして付則です。この付則でございますが、令和8年4月1日から施行いたします。

続いて、第68号議案でございます。「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」の交付日施行分でございます。

議案の3ページ説明欄を御覧ください。給与改定に伴い幼稚園教育職員の勤勉手当の支給月数を改めるため、本案を提出するものでございます。

4ページは新旧対照表となっております。この第4条の改正でございます。勤勉手当の支給割合の改正です。それぞれ0.025月分増額する改正となっております。

3ページにお戻りいただきまして付則です。この改正規則でございますが、公布日に施行しまして、12月支給の期末手当から適用するため、令和7年12月1日に遡って適用します。

続いて、追加日程第4、第69号議案です。「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」の令和8年4月1日施行分です。

議案の3ページの説明欄を御覧ください。給与改定に伴い、幼稚園教育職員の勤勉手当の支給月数及び欠勤等日数の算定における高齢者部分休業並びに病気休暇の取扱いを改めるため、本案を提出するものでございます。

4ページは新旧対照表となっております。この第4条の改正です。

先ほど第68号議案で0.025月引き上げたものを、令和8年度から6月期と12月期の2期に分けて按分する改正でございます。

それでは、第5条6項の改正です。高齢者部分休業と病気休暇の取扱いについて、それぞれ実取得期間が30日を超えた場合に限り、欠勤等日数に算定する旨を定めるものです。

付則です。議案の3ページでございます。この改正規則は、令和8年4月1日から施行します。

続いて第70号議案です。「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」です。

議案の8ページです。説明欄を御覧ください。給料表の改定に伴い、昇格時対応号給表に係る規定を改めるため、本案を提出するものです。

議案の9ページの新旧対照表を御覧ください。ここの別表第3の改正となります。給与改定に合わせて、職員が昇格した場合における対応号給をお示しのとおり改めます。

それでは付則です。8ページとなります。この改正規則は公布の日から施行しまして、令和7年4月1日に遡って適用いたします。

それでは、6つ目となります。第71号議案、「義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」です。

説明欄3ページとなります。教育公務員特例法の一部改正に伴い、義務教育等教員特別手当に係る校務の種類を定めるため、本案を提出するものでございます。

今般の法改正で、義務教育等教員特別手当について、校園長及び教員が分掌する校園務類型に応じて支給することとし、その額は校園務類型に係る業務の困難性、その他の事情を考慮して条例で定めることになりました。

これを受けまして、先般の第4回北区議会定例会において、幼稚園教育職員の給与に関する条例が改正されまして、校園務の種類については教育委員会規則に委任されました。

	<p>具体的には議案の4ページでございます。新旧対照表を御覧ください。</p> <p>この第2条におきまして、改正法の趣旨を受けた規定整備をし、第2条の2を追加して、校務について、特別区人事委員会準則に倣い、幼稚園教育職員が行う全ての園務を位置づけるものとしています。</p> <p>それでは付則です。3ページにお戻りいただきまして、この改正規則は改正法の施行日に合わせまして、令和8年1月1日に施行いたします。</p> <p>それでは、最後でございます。7つ目、第72号議案、「幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」です。</p> <p>議案の3ページを御覧いただきたいと思っております。説明欄を御覧ください。幼稚園教育職員の特殊勤務手当に係る支給の要件及び額を改定するため、本案を提出するものでございます。</p> <p>4ページの新旧対照表を御覧ください。この別表1の改正に当たります。幼稚園教育職員の特殊勤務手当の支給の要件となる業務の程度について、より限定的に改正するものです。</p> <p>別表2の改正です。幼児の負傷、疾病等に伴う救急の業務及び幼児に対する緊急の補導業務について、現行の7,500円から500円アップしまして8,000円とするものです。</p> <p>それでは付則です。議案の4ページになります。この改正規則は、改正法の施行日に合わせて令和8年1月1日に施行します。</p> <p>以上、長くなりました。報告第40号及び67号議案から72号議案について一括して御説明申し上げました。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。</p>
福田教育長	<p>丁寧な御説明ありがとうございました。では、本件についての御質疑また御意見等ございますでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
福田教育長	<p>御説明ありがとうございました。では、特に意見等ありませんので、本件について原案を承認すること、また報告も終わりたいと思っておりますが、よろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p>
福田教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>以上で、本日の日程全てを終了いたしました。</p> <p>これもちまして、令和7年第12回教育委員会定例会を閉会といたします。</p>